

【件名】

米国全域からの本邦への入国者に対する検疫の強化について

【本文】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う水際対策の抜本的強化に向けた政府の取組として、3月23日の新型コロナウイルス感染症対策本部により、米国全域からの本邦への入国者が検疫の強化対象として追加されました。

今回追加された措置により、米国全域から本邦への入国者（乗り継ぎも含む）は、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことが要請されます。

本措置は、3月26日午前0時以降（日本時間）に出発し、本邦に来訪する飛行機又は船舶を対象に開始され、4月末日（日本時間、右は更新することができる。）まで行われます。

本措置により、米国全域からの本邦への入国者は、本邦入国時に検疫を要請されることとなり、入国まで通常よりも時間がかかることとなります。

皆様におかれましては、引き続き関連情報の収集及び感染予防に努めてください。

在キューバ日本国大使館

電話（＋53）7204－3355

https://www.cu.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html